

## スクールカウンセラーの任用に関する資料

### 第1 勤務校（派遣校）

釧路管内の公立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校

※ 勤務校（派遣校）については、別途ご相談いたします。

### 第2 職務

スクールカウンセラーは、勤務する学校等の所属長の指揮監督の下に、おおむね次の職務を行います。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者等に対する助言・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) その他児童生徒のカウンセリング等に関し、勤務する学校等において適当と認められるもの

### 第3 任用要件

1 スクールカウンセラーとして任用される要件として、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号に該当せず、かつ、次の各号のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 公認心理師
- (2) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- (3) 精神科医
- (4) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）又は助教の職にある者又はあった者
- (5) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、上記(1)～(4)に準ずる者としての任用となります（以下、「準ずる者」といいます）。
  - ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者
  - ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者
  - ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

2 任用に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 履歴書
- (2) 資格要件を確認できるもの
  - ・公認心理師登録証の写し
  - ・臨床心理士資格登録証明書の写し
  - ・医師免許証の写し
  - ・大学教授等に任命された辞令書等の写し
  - ・準ずる者の場合は、その知識及び経験を確かめる書類の写し

#### 第4 勤務形態

勤務日数、勤務時間は、配置先の学校と協議のうえ定めます。また、複数の学校を兼務する場合があります。

#### 第5 報酬及び通勤費用相当額

- 1 報酬額は、4,300 円に1箇月の勤務時間数を乗じた額です。  
ただし、準ずる者の報酬額は、2,700 円に1箇月の勤務時間数を乗じた額です。
- 2 規定により定める額の通勤費用相当額を支給します。
- 3 報酬及び通勤費用相当額の支給は勤務した翌月の21日です。

#### 第6 勤務の一例

##### (1) A 道立高等学校

任用要件：臨床心理士

勤務時間数：年間40時間

勤務日：8月及び1月を除く、毎月1回、4時間の勤務

1箇月の報酬額：4,300 円 × 4 時間 = 17,200 円

1年間の報酬額：172,000 円

##### (2) B 中学校

任用要件：短期大学卒業、実務経験5年以上

勤務時間数：年間72時間

勤務日：2週間に1回、3時間の勤務

1箇月の報酬額：2,700 円 × 3 時間 × 2 回 = 16,200 円

1年間の報酬額：194,400 円

##### (3) C 小学校

任用要件：准教授

勤務時間数：年間4時間

勤務日：年間2回、1回あたり2時間校内研修の講師として勤務

1回の報酬額：4,300 円 × 2 = 8,600 円

#### 第7 任用制限

##### (1) 任期の制限

任期は1年以内で、一会計年度を超えることはありません。

##### (2) 再任用、任用更新

再度の任用または任用の更新を行う場合があります。